

証券コード：4587
2022年3月2日

株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番23号
ペプチドリーム株式会社
代表取締役 長 リード・パトリック
社

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、会場での感染拡大リスクを最小化するため、株主の皆様におかれましては、ご来場をお控えいただくとともに、可能な限り、書面又はインターネット等での議決権行使をお願い申し上げます。

書面又はインターネット等によって議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 地下1階 「プリンスルーム」
3. 目的事項
報告事項 第16期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. その他の事項

定時株主総会招集に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.peptidream.com/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告及び計算書類は、本招集ご通知添付書類、当社ウェブサイトに掲載している事業報告「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び個別注記表となります。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 受付開始は午前9時15分を予定しております。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.peptidream.com/ir/>) に掲載いたしますのであらかじめご了承ください。
 - 株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
 - 本株主総会終了後、同会場にて、経営説明会の開催を予定しております。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止に関しまして>

当社第16回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大と、株主様の安全性確保のため、以下のとおりご案内申し上げます。何卒、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.peptidream.com/ir/>) に掲載させていただきます。

【当社の対応】

- ◎株主総会の登壇者及び運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分に確認した上で参加することといたします。
- ◎株主総会の登壇者及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただき、場合により手袋を着用いたします。
- ◎受付など会場内に手指消毒用のアルコール噴霧器を設置いたします。
- ◎質疑応答等で使用するマイクは、使用の都度アルコール消毒をさせていただきます。
- ◎ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配布を取りやめさせていただいております。
- ◎株主総会の議事は、例年より時間を短縮し、報告事項等の詳細な説明は省略させていただきます。

【株主様へのお願い】

- ◎当日ご出席を検討されている株主様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに掲載の感染予防策等をご確認いただくとともに、当日の健康状態や体調等に十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場におきましては、アルコール消毒、マスクの着用及び検温へのご協力をお願いいたします。37.5度以上の発熱が認められる場合やマスク着用及び検温にご協力いただけない場合には、他の株主様の安全・安心のため、ご入場をお断りする場合がございます。
- ◎体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎会場設営にあたっては、感染症の拡大防止のため通常より座席の間隔を広く確保する必要があることから十分な席数を確保できない可能性があり、当日ご来場いただいても入場を制限させていただく場合がございます。何卒ご理解のほど、ようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 4 つの方法がございます。

● 株主総会へのご出席



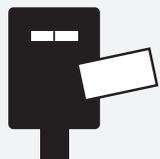
株主総会開催日時

2022年3月24日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 郵送によるご行使



行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

● パソコン等によるご行使



行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● スマートフォンによるご行使（スマート行使）



行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後5時30分行使分まで

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®をスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスした上で、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください（ID・パスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。
※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

● インターネット等による議決権行使について ●

パソコン等による方法



行使期限

2022年3月23日(水曜日)
午後5時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

- ※ 議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ※ 当社では、定款第15条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができず。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
- ※ 機関投資家の皆様は、株式会社IJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第17条について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の招集権者及び議長をあらかじめ定めた取締役に変更することにより、独立社外取締役を取締役会の招集権者及び議長として定めることが可能となり、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、取締役会の運営について柔軟な対応が可能となります。そのため、現行定款第23条について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>附則 第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第17条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	リード・パトリック (1975年1月14日生)	2003年8月 Dartmouth Medical School NRSA Post-doctoral Fellow 2004年4月 国立大学法人東京大学先端科学技術 研究センター特任助教授 2005年1月 国立大学法人東京大学国際産学共同 研究センター客員助教授 2006年4月 国立大学法人東京大学先端科学技術 研究センター特任助教授 2007年1月 当社入社 2008年8月 当社取締役 2012年5月 当社取締役研究開発部長 2012年9月 当社常務取締役研究開発部長 2014年7月 当社常務取締役研究開発部担当 2017年9月 当社代表取締役社長 2022年1月 当社代表取締役社長CEO（現任）	6,490,000株
2	ますやけいいち 舂屋圭一 (1969年4月2日生)	1998年4月 三菱化学株式会社入社 2001年9月 ノバルティス ファーマ株式会社入社 2006年4月 Novartis International AG入社 2008年11月 同社Head of PPI Drug Discovery and Novartis Leading Scientist 2014年7月 当社入社研究開発部長 2015年9月 当社取締役研究開発部長 2018年3月 当社取締役エグゼクティブ・ヴァイ スプレジデント 2018年10月 当社取締役副社長 2020年4月 ペプチグロース株式会社取締役（現 任） 2020年11月 ペプチエイド株式会社代表取締役社 長（現任） 2022年1月 当社取締役副社長COO（現任） (重要な兼職の状況) ペプチエイド株式会社代表取締役社長	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 社の 株式の数
3	かぬ しる きよ ふみ 金城聖文 (1977年8月16日生)	2003年4月 日本学術振興会特別研究員 (DC) 2005年4月 国立大学法人東京大学国際産学共同 研究センター研究員 2006年4月 株式会社ポストン・コンサルティング グループ (BCG) 入社 2016年1月 同社パートナー&マネージングディ レクター 2018年1月 当社入社エグゼクティブ・ヴァイス プレジデント 2018年10月 当社取締役副社長 2020年11月 ペプチエイド株式会社取締役 (現任) 2022年1月 当社取締役副社長CFO (現任)	0株

- (注) 1. 当社は舩屋圭一氏が、代表取締役を務めるペプチエイド株式会社との間に取引があります。他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. リード・パトリック氏は、創業間もなく当社に入社し、研究開発業務を牽引しており、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。
3. 舩屋圭一氏は、当社の研究開発部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。
4. 金城聖文氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を有しており、その経験や見識を活かし、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2022年5月25日に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日）において、当社独自の創薬開発プラットフォームシステムであるPDPS（Peptide Discovery Platform System）を活用した3つの事業戦略：①創薬共同研究開発契約、②PDPSの技術ライセンス、③戦略的提携による自社パイプラインの拡充を進めてまいりました。

【当社の事業戦略】		2021年12月末時点パートナー数
①	創薬共同研究開発契約	21社
②	PDPSの非独占的技術ライセンス許諾	10社
③	戦略的提携による自社パイプラインの拡充	11社及び1アカデミア、1機関

当社では、2021年12月31日現在、123のプログラムが進行しております（2020年12月末比3プログラム増加）。

下表では、各創薬アプローチごとのプログラム数を記載しております。

【創薬アプローチごとのプログラム数】	2021年 12月末時点
特殊ペプチド医薬品	76
低分子医薬品	
ペプチド-薬物複合体（PDC医薬品）	47
計	123

下表では、各研究開発ステージにおけるプログラム数を2021年9月末時点のものと比較しております。

【研究開発ステージごとのプログラム数】	2021年 9月末時点	2021年 12月末時点
ターゲット検証 - ヒット化合物 (Target-to-Hit)	39	37
ヒット化合物 - リード化合物 (Hit-to-Lead)	56	56
リード化合物 - GLP安全性試験 (Lead-to-GLP-Tox)	16	18
GLP安全性試験 - IND申請 (GLP-Tox-to-IND)	9	9
臨床試験 第1相 (フェーズ1)	3	3
臨床試験 第2相 (フェーズ2)	0	0
臨床試験 第3相 (フェーズ3)	0	0
計	123	123

(注) 上記のプログラム数は、PDPSの非独占的技術ライセンス先でのプログラムを含んでおりません。

1つ目の事業戦略であるPDPSを活用した国内外の製薬企業との創薬共同研究開発契約については、2021年2月17日に、当社はBayer社との間で進行中の創薬共同研究開発プログラムにおいて、2つ目のプログラムがヒットペプチドとして設定されていたクライテリア（共同研究開発先と合意している生物活性及び物性等の基準の総称）を達成したことを発表いたしました。

2021年4月5日に、当社はBayer社との間で進行中の創薬共同研究開発プログラムにおいて、1つ目のプログラムがリードペプチドとして設定されていたクライテリアを達成したことを発表いたしました。

2021年7月27日に、当社は武田薬品工業株式会社の米国子会社である武田ファーマシューティカルズUSA社との間で、両社の共同研究及び独占的ライセンス契約の枠組みを拡大し、慢性神経変性疾患において重要な役割を担う複数の中枢神経系（CNS）ターゲットについてペプチド-薬剤複合体（PDC医薬品）の創製に向けた取組みを進めることを発表いたしました。

2021年7月30日に、当社はAlnylam Pharmaceuticals社（以下 Alnylam社）と、肝臓以外の組織へRNAi治療薬をデリバリーする複数のペプチド-siRNA複合体の創製・開発に関する共同研究開発契約を締結いたしました。当社とAlnylam社は低分子干渉RNA（small interfering RNA、siRNA）を様々な細胞や組織に選択的にデリバリーするため、ターゲットとなる細胞表面の受容体に特異的に結合するペプチドの同定及び最適化を共同で実施いたします。

2つ目の事業戦略であるPDPSの技術ライセンスについては、2021年12月31

日現在、10社；Bristol-Myers Squibb社（2013年）、Novartis社（2015年）、Ely Lilly社（2016年）、Genentech社（2016年）、塩野義製薬株式会社（2017年）、Merck社（2018年）、ミラバイオロジクス株式会社（2018年）、大鵬薬品工業株式会社（2020年）、Janssen社（2020年）、小野薬品工業株式会社（2021年）との間で非独占的なライセンス許諾契約を締結しております。

2021年3月1日に、当社は小野薬品工業株式会社（以下 小野薬品）との間で、PDPSの自動化プラットフォームを用いた運用に関して、小野薬品に対する非独占的なライセンス許諾契約（以下 技術ライセンス契約）を締結いたしました。小野薬品はPDPSの技術ライセンス契約としては10社目となりますが、PDPSの自動化プラットフォームを用いた運用に特化した技術ライセンス契約としては2社目となります。

2021年9月29日に、Janssen社よりマイルストーンフィーを受領しました。Janssen社とは、2020年12月にPDPSの非独占的なライセンス・技術移転許諾契約を締結しております。

3つ目の事業戦略は、世界中の高い技術力を有する創薬企業・バイオベンチャー企業及びアカデミア等の研究機関と戦略的提携を組むことで、自社の医薬品候補化合物（パイプライン）の拡充を図ることが狙いです。当社はこれまで11社（JCRファーマ株式会社、モジュラス株式会社、Sosei Heptares、Biohaven Pharmaceuticals社、日本メジフィジックス株式会社、ポーラ化成工業株式会社、JSR株式会社、三菱商事株式会社（ペプチグロース株式会社）、RayzeBio社、ペプチエイド株式会社、Amolyt Pharma社）及び川崎医科大学、ビル&メリンダ・ゲイツ財団との戦略的提携を発表しております。

三菱商事株式会社とは、2021年7月29日に、ペプチグロースからの第一号製品として、HGFと同等レベルの受容体に対する活性と細胞増殖の特性を示すHGF代替ペプチド（PG-001）の販売を開始いたしました。また、2021年11月より第二号製品としてTGF β 1阻害ペプチド（PG-002）の販売を開始いたしました。ペプチグロースは、同時並行で複数の代替ペプチドの開発を進めており、2022年12月期第1四半期にはPG-003の販売開始を予定しております。

RayzeBio社とは、2021年6月10日に複数のプログラムが進捗し医薬品候補化合物が選定されたことに伴って2回目のマイルストーンフィーを当社が受領したことを発表いたしました。2022年12月期第2四半期には、最初の臨床候補化合物について発表できるものと考えております。

ペプチエイド株式会社（以下 ペプチエイド）は、2021年3月23日に新型コロナウイルス感染症薬の開発候補化合物の特定を完了いたしました。開発候補品（PA-001）非臨床試験が完了し、2022年2月より、臨床研究法に基づく早期探索的臨床研究を開示いたしました。当社とペプチエイドは、PA-001に関心をもつ製薬企業との間でパートナーリングや導出の可能性を積極的に協議しております。ペ

プチエイドは、2021年9月に約8億円の増資を行い、当社の出資比率（2021年12月末時点）は39.4%となっております。

Amolyt Pharma社（以下 Amolyt社）とは、2021年9月9日に、Amolyt社が成長ホルモン受容体拮抗薬(GHRA)候補ペプチド化合物に関するライセンスオプションを行使し、当社は、Amolyt社に対して全世界を対象とする開発・商業化の権利をライセンスいたしました。最適化に成功した先端巨大症に対する治療薬候補化合物（AZP-3813）は、既存薬であるソマトスタチンアナログによる治療で十分な効果が得られない患者さんに対して、同剤との併用を想定した開発が実施されます。Amolyt社は、IND準備試験を開始しており、2022年中の臨床入りを目標にしています。また、2021年9月16日に、Amolyt社は80百万ドルのシリーズB資金調達を実施し、調達資金の一部をAZP-3813の開発に充てることを発表しております。

2021年9月2日に、当社は、富士フィルム富山化学株式会社から放射性医薬品事業を吸収分割により承継する新会社（PDRファーマ株式会社）の全株式を取得して子会社とすることを決定し、富士フィルム株式会社との間で株式売買契約を締結いたしました。対象事業は、富士フィルム株式会社が展開するヘルスケア事業において、診断・治療領域の医薬品等の研究・開発・製造・販売を担っており、特に放射性医薬品領域においては国内の放射性医薬品リーディングカンパニーの一社としてSPECT（Single Photon Emission Computed Tomography）用診断薬、PET（Positron Emission Tomography）用診断薬、放射性治療薬を提供しております。本事業取得のクロージングは2022年3月に予定しております。

当社はサステナビリティへの取組みに関して、当社の基本方針、重点取組み、主要ポリシー/データについて自社WEBサイト上に専用ページ（<https://www.peptidream.com/esg/data.html>）を開設し、積極的な情報開示を行っております。当社は地球環境への配慮、社会・従業員に関する取組み、企業統治（ガバナンス）に関して業界トップクラスの水準を目指して取り組んでまいります。当社は2021年6月15日に、これらの取組みを経営の中核に据えてさらに継続的に推進するため、「サステナビリティ・ガバナンス委員会」を設置し、中長期的視点からサステナビリティ及びガバナンスに関する課題を引き続き審議・モニタリングいたします。

当社は、2021年9月14日に、東京証券取引所の新市場区分に関して、「プライム市場」を選択し、東京証券取引所に対して申請を行うことを発表いたしました。また、当社は、2021年11月に申請を行い、2022年1月11日付で東京証券取引所よりその結果が公表され、2022年4月4日以降の当社の新市場区分は「プライム市場」となりました。

当社は、2021年9月17日に、独立行政法人都市再生機構が実施した川崎市殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の川崎市川崎区殿町三丁目地区（2

-11・2-12画地)の土地譲渡人の公募入札に参加し、落札いたしました。今回落札した土地には、当社の本社研究所の増設を予定しており、今後さらなる事業拡大を見据えた研究開発機能の強化、拡充を計画しております。

当社の従業員は2021年12月31日現在で170名(派遣を含む。女性社員比率は約35%)となっております(2020年12月末比20人増)。取締役7名を含めると総勢177名の体制となりました。なお、中国でアミノ酸や低分子化合物の合成や製造等を委託しているCRO内には当社専属で20名が勤務しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は9,365,964千円、営業利益4,418,143千円、経常利益4,774,477千円、当期純利益3,606,407千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は総額1,300,118千円であり、その主なものは研究開発機器であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 2019年6月期	第14期 2019年12月期	第15期 2020年12月期	第16期 (当事業年度) 2021年12月期
売 上 高 (千円)	7,216,622	1,037,337	11,677,253	9,365,964
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	2,770,141	△488,464	4,448,357	3,606,407
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	22.42	△3.90	35.40	27.98
総 資 産 (千円)	20,040,205	17,817,340	26,266,729	26,619,168
純 資 産 (千円)	17,449,054	16,978,289	21,217,004	24,998,595
1株当たり純資産額 (円)	138.73	134.97	168.10	192.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第14期につきましては、事業年度末日の変更に伴い、2019年7月1日から2019年12月31日までの6ヶ月間となっております。

(5) 対処すべき課題

当社は、独自の創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) を活用して、国内外の製薬企業と共同研究開発契約を締結し、特殊ペプチドを活用した創薬を進めております。

当社では、当社が継続企業（ゴーイングコンサーン）として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

(営業活動における課題)

当社は、国内外の製薬企業と友好的かつ経済的な相互関係（共同研究開発体制）を築いており、今後さらなる共同研究開発契約も見込まれています。滞りのない共同研究開発体制を維持・拡大するために研究開発体制の整備・充実と連動した戦略的な営業活動が重要だと考えております。

(研究開発活動における課題)

当社は、創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) を保有・活用しており、現時点においては大きな技術的優位性があると考えております。また、PDPSより創出される特殊ペプチドの活用は大きな可能性を秘めております。現在、当社では特殊ペプチド医薬品とともに、特殊ペプチドを基にしたPDC (Peptide Drug Conjugate: ペプチド-薬物複合体) や低分子医薬品の開発を進めております。当社は、自社技術の優位性を確保し続けるため、国内外の製薬企業及び研究機関等との共同研究を推進しつつ、今後も自社内における研究開発及びその体制の強化を進めてまいります。

(内部管理・統制における課題)

当社は、継続企業（ゴーイングコンサーン）としての企業体質を構築するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の一つであると認識しております。経営の効率化を図り、経営の健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株式価値を向上させることが、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様から信頼をいただく条件であると考え、俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織についても配慮しながらも業務執行の妥当性、管理機能の効率性・有効性を心がけ、改善に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容

当社は、当社独自の創薬開発プラットフォームシステムであるPDPS (Peptide Discovery Platform System) を活用して、国内外の製薬企業との共同研究開発のもと、新しい医薬品候補物質の研究開発を行っています。

当社は、特殊ペプチド医薬品を中核とした事業を展開しております。「特殊ペプチド」とは、生体内タンパク質を構成する20種類のL体のアミノ酸だけではなく、特殊アミノ酸と呼ばれるD体のアミノ酸やNメチルアミノ酸等を含んだ特殊なペプチドをいいます。当社では、この特殊ペプチドから医薬品候補物質を創製することを主たる事業としております。

(7) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社研究所	神奈川県川崎市川崎区

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名	13名増	37.7歳	3.7年

(注) 従業員数には、パート及び派遣社員は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第8回新株予約権
発行決議日	2021年11月18日
新株予約権の数(個)	23,100
新株予約権の目的となる株式の種類と数(株)	普通株式 2,310,000
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額(円)	2,893
権利行使期間	2027年4月1日～2032年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金(円)	資本金 1,450 資本準備金 1,450
主な新株予約権の行使の条件	<p>(1)2022年12月期から2026年12月期までの事業年度において、EBITDAの累計額が、下記(a)または(b)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) EBITDAの累計額が450億円を超過した場合：行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の50%</p> <p>(b) EBITDAの累計額が500億円を超過した場合：行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の100%</p> <p>なお、上記におけるEBITDAは当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された税引前当期純利益に支払利息及びM&A関連費用を加算し、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費、のれん償却費、減損損失を加算した額をいう。加えて、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前EBITDAをもって判定するものとする。</p> <p>(2)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。</p>
割当先	取締役 3名 (監査等委員を除く) 取締役 3名 (監査等委員)

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

	第8回新株予約権
発行決議日	2021年11月18日
新株予約権の数(個)	7,600
新株予約権の目的となる株式の種類と数(株)	普通株式 760,000
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額(円)	2,893
権利行使期間	2027年4月1日～2032年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金(円)	資本金 1,450 資本準備金 1,450
主な新株予約権の行使の条件	<p>(1)2022年12月期から2026年12月期までの事業年度において、EBITDAの累計額が、下記(a)または(b)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) EBITDAの累計額が450億円を超過した場合：行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の50%</p> <p>(b) EBITDAの累計額が500億円を超過した場合：行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の100%</p> <p>なお、上記におけるEBITDAは当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された税引前当期純利益に支払利息及びM&A関連費用を加算し、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費、のれん償却費、減損損失を加算した額をいう。加えて、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前EBITDAをもって判定するものとする。</p> <p>(2)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。</p>
割当先	従業員 23名

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	リード・パトリック	
取締役副社長	舩屋圭一	ペプチエイド株式会社代表取締役社長
取締役副社長	金城聖文	
取締役 (常勤監査等委員)	笹岡三千雄	
取締役 (監査等委員)	長江敏男	
取締役 (監査等委員)	花房幸範	アカウントティングワークス株式会社代表取締役
取締役 (監査等委員)	宇都宮純子	宇都宮・清水・陽来法律事務所共同代表パートナー

- (注) 1. 取締役笹岡三千雄、長江敏男、花房幸範及び宇都宮純子の4氏は、社外取締役であります。
2. 社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査担当者との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役笹岡三千雄、長江敏男、花房幸範及び宇都宮純子の4氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)の花房幸範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)の宇都宮純子氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年3月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、窪田規一氏は任期満了により退任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容は次のとおりであります。

①被保険者の範囲

当社の取締役の全員

②被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は特約部分も含め当社が負担しており、被保険者(当社を除く。)の実質的な保険料負担はありません。

③補填対象となる保険事故の概要

当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。

④役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置

法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補

填されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

<報酬制度の基本方針>

取締役の報酬については、短期業績目標及び中期目標の実現に向けて、優秀な人材の確保と適切な動機づけを可能とし、グローバル企業としてふさわしい水準として決定する方針としております。また市場競争力を担保するため、国内の大手製薬企業をベンチマークとして、国内の大手企業が参加する報酬調査結果等も踏まえて、毎年報酬水準の妥当性を検証しております。

<報酬制度の概要>

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬については、日々の業務執行の対価として、期待される役割・職務を踏まえた固定報酬を支給するとともに、業績目標等の達成状況を踏まえた業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬は、固定報酬の0%から100%の範囲で決定され、報酬全体に占める業績連動部分の構成割合が0%から50%の範囲となるよう設定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、その職責に鑑み、業績連動報酬制度を採用せず、固定報酬のみとしております。

当社の業績連動報酬については、「株式給付信託（BBT）」と「賞与」の2つを導入しております。「株式給付信託（BBT）」は、業績連動型株式報酬制度として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）が在任中に付与されたポイントに基づき、退任時に株式と金銭を受け取る仕組みであり、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。一方で「賞与」は、短期的な業績連動報酬として、対象事業年度における業績達成への貢献意識を高めることを目的としております。

<報酬等の決定方法>

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額については、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適しているという理由から取締役会の決議により代表取締役社長に一任しております。その権限の内容は、取締役の報酬等の決定方針に基づいた個人別の報酬額の決定であります。なお、取締役の報酬額については、独立性及び客観性を担保する観点から、事前に独立社外取締役とその他の取締役で構成される指名・報酬委員会に諮ることとしており、当該

委員会からの答申を尊重する形で代表取締役社長が決定していることから、取締役会はその決定内容が会社の方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬額の決定については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②業績連動報酬に係る指標、その選定理由及び実績

<業績連動報酬の算定方法>

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬は、下記の算式により算出しております。

$$\cdot \text{業績連動報酬} = \text{固定報酬} \times (\text{定量評価係数} \times 1 \times \text{ウエイト} \times 2 + \text{定性評価係数} \times 1 \times \text{ウエイト} \times 2)$$

※1 「定量評価係数」及び「定性評価係数」とは、会社の業績指標に対する達成度の評価結果であります

当社は、取締役の短期的及び中長期的な成果を測るため、業績指標として「定量評価指標」と「定性評価指標」の2つの指標を設定しており、各評価係数は下表に基づいて決定しております。

「定量評価指標」については、a.売上高成長率（対前年同期間比）、b.売上高業績目標の達成、c.営業利益業績目標の達成についてあらかじめ達成基準を設定し、それらの達成状況に基づいて達成度（5段階）を決定しております。当事業年度においては、売上高成長率（対前年同期間比）は10%超、売上高業績目標は11,000,000千円以上、営業利益業績目標は5,000,000千円以上をそれぞれ基準として設定しておりました。

「定性評価指標」については、8項目をあらかじめ指標として設定し、各項目について指名・報酬委員会の各委員が独立に評価を行った上で、それらに基づく総合評価及び協議により達成度（7段階）を決定しております。

※2 「定量評価係数」及び「定性評価係数」のウエイトについては、経営環境等から総合的な検討を行った上で、指名・報酬委員会において年度ごとに適切な水準をあらかじめ決定しております。

当事業年度においては、「定量評価係数」のウエイトは全体の70%、「定性評価係数」のウエイトは全体の30%として設定しておりました。

<業績連動報酬に係る各評価指標の達成状況及び実績>

定量評価指標については、当事業年度において売上高9,365,964千円、営業利益4,418,143千円となり、あらかじめ設定した達成基準をいずれも満たしていないことから、達成度は5段階中の1、定量評価係数は0と決定いたしました。

定性評価指標については、各項目について指名・報酬委員会で検討した結果、達成度は7段階中の5（総合評価は100点中の74点）、定性評価係数は0.67と決定いたしました。従いまして、当事業年度における業績連動報酬は固定報酬の20%と決定いたしました。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、2015年9月18日開催の第9回定時株主総会において、報酬限度額を年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）と定めております。なお、かかる決議の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該決議時点において5名（うち社外取締役1名）となります。また、これとは別枠で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動型株式報酬については、2021年3月25日開催の第15回定時株主総会において、信託に拠出する上限額（3事業年度を対象）を300百万円、かつ付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限を16,666ポイント（33,332株）と定めております。なお、かかる決議の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該決議時点において3名となります。

監査等委員である取締役の報酬については、2015年9月18日開催の第9回定時株主総会において、報酬限度額を年額200百万円以内と定めております。なお、かかる決議の対象となる監査等委員である取締役は、当該決議時点において3名となります。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の数(名)
		固定報酬	業績連動報酬		退職慰 労金	
			賞与	株式給 付信託 (BBT)		
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	301,000 (-)	251,500 (-)	22,000 (-)	27,500 (-)	- (-)	4名 (1名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20,865 (20,865)	20,865 (20,865)	- (-)	- (-)	- (-)	4名 (4名)

- (注) 1. 上表には、2021年3月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 期末日現在の役員数は取締役7名(うち社外取締役4名)であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）花房幸範氏は、アカウントティングワークス株式会社代表取締役を兼務しております。当社はアカウントティングワークス株式会社との間に取引関係はありません。

取締役（監査等委員）宇都宮純子氏は、宇都宮・清水・陽来法律事務所共同代表パートナーを兼務しております。当社は宇都宮・清水・陽来法律事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
笹岡 三千雄	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ、適宜発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会においては、委員長として、独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。
長江 敏男	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会においては委員として、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べ、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。
花房 幸範	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に公認会計士としての豊富な経験から、必要に応じ、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び独立した客観的な立場から適宜発言を行っております。
宇都宮 純子	取締役 (監査等委員)	就任後に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要に応じ、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び独立した客観的な立場から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契

約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意をした理由

①	公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	33,700千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	－千円
	①及び②の合計額	33,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計金額を記載しております。

監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の算出根拠等を精査した上で、当該会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としています。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

一般には、バイオベンチャー企業の場合は研究開発活動のために剰余金は内部留保に充当すべきとの考え方も存在します。しかしながら、当社においては配当による株主様への利益還元も重要な経営課題だと認識しております。

当社は、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,863,303	流動負債	1,271,679
現金及び預金	11,746,529	買掛金	100,868
売掛金	810,818	未払金	313,524
貯蔵品	925,138	未払費用	448,605
前払費用	62,891	未払法人税等	42,523
関係会社短期貸付金	62,805	前受金	244,063
その他	255,119	預り金	122,093
固定資産	12,755,865	固定負債	348,894
有形固定資産	6,437,151	株式給付引当金	68,021
建物	3,469,112	役員株式給付引当金	280,873
構築物	136,162		
工具、器具及び備品	1,282,847	負債合計	1,620,573
土地	904,628	(純資産の部)	
建設仮勘定	644,400	株主資本	24,832,900
無形固定資産	75,502	資本金	3,956,738
ソフトウェア	47,256	資本剰余金	3,953,020
その他	28,245	資本準備金	3,953,020
投資その他の資産	6,243,212	利益剰余金	17,543,266
投資有価証券	4,003,553	その他利益剰余金	17,543,266
関係会社株式	1,634,710	繰越利益剰余金	17,543,266
長期貸付金	83,355	自己株式	△620,123
関係会社長期貸付金	414,097	評価・換算差額等	144,204
長期前払費用	2,379	その他有価証券評価差額金	144,204
繰延税金資産	93,956	新株予約権	21,490
その他	11,159	純資産合計	24,998,595
資産合計	26,619,168	負債・純資産合計	26,619,168

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日 から
2021年 12月 31日 まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,365,964
売 上 原 価		2,358,013
売 上 総 利 益		7,007,950
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,589,807
営 業 利 益		4,418,143
営 業 外 収 益		356,525
受 取 利 息	283	
為 替 差 益	309,617	
雇 用 調 整 助 成 金	8,010	
そ の 他	38,614	
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	159	191
そ の 他	31	
経 常 利 益		4,774,477
特 別 利 益		84,000
新 株 予 約 権 戻 入 益	84,000	
特 別 損 失		34,825
投 資 有 価 証 券 売 却 損	34,825	
税 引 前 当 期 純 利 益		4,823,652
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		806,187
法 人 税 等 調 整 額		411,057
当 期 純 利 益		3,606,407

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	3,933,885	3,930,167	3,930,167	13,936,858	13,936,858
当期変動額					
新株の発行	22,852	22,852	22,852		
当期純利益				3,606,407	3,606,407
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	22,852	22,852	22,852	3,606,407	3,606,407
当 期 末 残 高	3,956,738	3,953,020	3,953,020	17,543,266	17,543,266

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△655,383	21,145,528	△13,128	△13,128	84,604	21,217,004
当期変動額						
新株の発行		45,704				45,704
当期純利益		3,606,407				3,606,407
自己株式の取得	△362	△362				△362
自己株式の処分	35,622	35,622				35,622
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			157,333	157,333	△63,114	94,218
当期変動額合計	35,260	3,687,372	157,333	157,333	△63,114	3,781,590
当 期 末 残 高	△620,123	24,832,900	144,204	144,204	21,490	24,998,595

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

ペプチドリーム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上野 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ペプチドリーム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人、その他の使用人等と意思疎通を図り、職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

ペパチドリーム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 笹岡 三千雄 ㊦

監 査 等 委 員 長江 敏男 ㊦

監 査 等 委 員 花房 幸範 ㊦

監 査 等 委 員 宇都宮 純子 ㊦

(注) 常勤監査等委員笹岡三千雄及び監査等委員長長江敏男、花房幸範、宇都宮純子は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

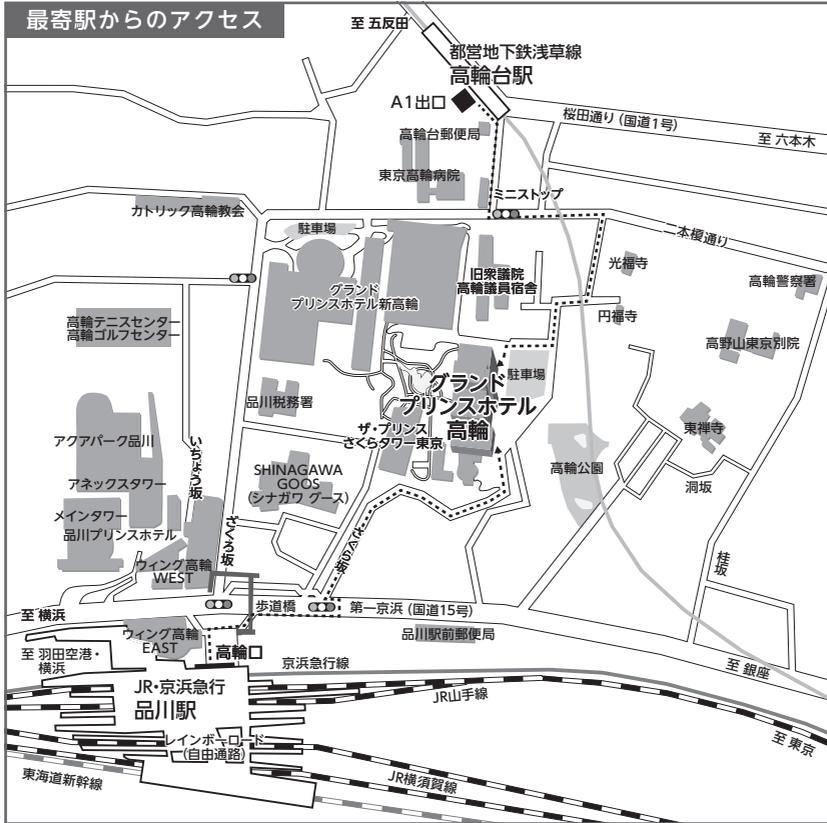
株主総会会場ご案内図

会場 | グランドプリンスホテル高輪 地下1階 「プリンスルーム」
東京都港区高輪3丁目13番1号
電話：03-3442-1111

交通 | JR又は京浜急行「品川」駅（高輪口）下車
都営地下鉄浅草線「高輪台」駅 下車

高輪口（西口）より徒歩約8分

A1出口より徒歩約6分



本株主総会終了後、同会場にて、経営説明会の開催を予定しております。
株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。